

令和 2 年度 事業計画書

〔 自 令和 2 年 4 月 1 日 〕
〔 至 令和 3 年 3 月 3 1 日 〕

公益財団法人 人工知能研究振興財団

人工知能は、ロボット技術、I o T などとともに第 4 次産業革命実現の共通基盤技術であるとして、業種・業態・分野を問わず、研究開発と実用化に向け、急速に進化を遂げており、政府においても、成長戦略の柱として「Society5.0（超スマート社会）」の実現が提唱され、その中核となる技術のひとつに人工知能が挙げられ、社会実装、活用に向けた最先端の研究開発が行われている。

こうした中で、当財団においては、従来の研究助成事業を粛々と進めることにより、人工知能の研究の振興及び利活用の促進に力を注いでいくことにしている。

また、財団の公益事業目的である人工知能研究振興等を継続的に遂行し得る方策を追求し、検討していくこととする。

1. 人工知能の研究に対する助成（定款 第 4 条第 1 項第 1 号）

（1）研究助成金の交付

企業、教育・試験研究機関、その他団体等の人工知能等の研究者・研究グループ等において行われる「人工知能の研究」に対し、研究助成を行う。

助成研究の実施形態においては、企業や産学（官）による共同研究や、全国各地の地域産業に資する研究について、積極的に支援することとする。

① 研究対象分野

- ・ 人工知能（知能ロボット、インテリジェントシステム、機械翻訳、音声理解、画像理解、知的 C A I 等）に関する調査、研究及びその利用技術の開発
- ・ 人工知能関連技術（人工知能を活用した情報処理技術・情報通信技術等を含む。）の高度化に関する研究・開発

② 研究助成の公募・選考

人工知能等に関する助成研究を公募（受理期間：7月1日～9月30日）し、応募のあった研究について、当財団に設けられた審査委員会において採択研究の候補を選考する。

③ 研究助成対象者及び助成研究テーマの公表

理事会の委任により理事長が採択助成研究を決定し、11月下旬にホームページにより公表する。

④ 人工知能研究助成金交付伝達式（人工知能研究発表講演会と併催）

12月上旬に開催予定の交付伝達式において、交付決定通知書を手交するとともに、採択された研究の目的・内容及び研究によって期待される成果等について、各研究者からの報告により助成事業発表会を行う。

2. 人工知能に関する講演会・シンポジウム・セミナー等の開催 (定款 第4条第1項第2号)

(1) 人工知能研究発表講演会及び人工知能研究成果発表会等の開催

人工知能及び人工知能関連技術の研究振興を図るため、今年度の助成対象者による研究発表とともに、参加者と助成対象者等との交流会を開催する。

併せて、人工知能の最先端・最新技術、研究等についての講演会を開催する。

また、助成研究の成果の普及活用のため、2年前の助成対象者による研究成果発表会を開催する。

① 人工知能研究発表講演会（併催：人工知能研究助成交付伝達式）

開催回数 1回（12月）

参加者募集数 70人

② 人工知能研究成果発表会

開催回数 2回（9月、3月）

参加者募集数 120人

(2) 講演会・シンポジウム・セミナー等の開催

人工知能及び人工知能関連技術に関する基盤・応用・実現技術に関して企業等が求めている最新の実用化情報とその活用情報等を提供する場としても、前記講演会・成果発表会を開催する。

また、次世代人工知能・ロボット産業の創出・振興、人工知能の研究促進を図ることを目的として、毎年度開催している「ロボットシンポジウム」については、ニーズ及び環境変化に対応していくため、「ヒューマンロボットコンソーシアム」を始めとした関連団体と開催方法及び開催内容等を検討することとする。

(3) その他講演会・シンポジウム・セミナー等の開催等

地方自治体及び関連団体等と連携・協力を図ることにより、講演会、シンポジウム、セミナー等の開催について検討する。

3. 人工知能に関する情報の収集・提供（定款 第4条第1項第4号）

(1) 機関誌及びホームページ等による情報提供

人工知能及び同関連技術分野に関する情報の収集を行うとともに、財団活動及び人工知能・同関連技術等について機関誌「AI Information」及びホームページ等により、情報提供を行う。

- ・機関紙「AI Information」の発行
- ・ホームページ (<http://www.airpf.or.jp>) による情報提供・発信

(2) 人工知能関係事業等との連携による財団の社会的認知度向上等

人工知能及びロボット関係の講演会、セミナー、国際会議等の場を活用して、当財団の認知度の向上を図り、更なる人工知能の研究振興に寄与するため、研究助成事業の周知とともに、広報活動を行う。

4. 人工知能の研究に関する相談・指導（定款 第4条第1項第5号）

「人工知能の研究に関する相談・指導」事業の実施のため、地元の大学、試験研究機関、行政等を中心とした研究開発・事業化等支援協力機関との基礎的

なネットワークにより、相談等内容に応じた関係機関への橋渡しをする事業を推進する。

5. 人工知能研究振興等の継続的な事業実施の方策について

公益財団法人は、「出捐者から公的に付託された資金によりその設立目的の達成のため、社会全般を受益者として、継続的に公益目的事業を適正かつより効率的、効果的に行う。」ことが求められている。

こうした中で、極めて厳しい財政状況において、継続的に公益目的事業実施の維持・充実を図っていく方策として、他公益法人への事業引継ぎ等を引き続き検討することとする。